2019 年度ポジティブリスト制度に係わる 生乳の定期的検査の実施結果について

酪農乳業では、食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度に対応した「酪農乳業の一体的な取り組み」を実施しています。この取り組みが的確に機能していることを確認するために、定期的に生乳中の農薬等の残留検査を実施しています。

本年度は2020年1月から2月にかけて、下記の条件で定めた物質について検査を実施しました。その結果が判明いたしましたので、ご報告いたします。

1. 定期的検査対象物質の設定

今般の定期的検査対象物質の設定に当たっては、一般社団法人中央酪農会議が 2017 年度に実施した生乳生産段階での使用実態調査において、使用実績頻度の高いことが判明した農薬、動物用医薬品、牛舎消毒薬・洗剤・殺菌剤等のうち、通常実施している簡易迅速法で検出可能な抗菌性物質(8 ラクタム系抗生物質)及び現状では乳において検査手法が確立されていない物質を除き、別表の通り、北海道 7 物質、都府県 13 物質を 2019 年度定期的検査対象物質といたしました。その内訳は以下の通りです。

- ① わが国で流通(生産)している牛の動物用医薬品 北海道3物質、都府県7物質
- ② 牛舎消毒薬・洗剤・殺菌剤等 北海道4物質、都府県6物質

2. 検体数

全国の指定生乳生産者団体の生産乳量等に応じて設定した73 検体、延べ145 件を検査いたしました。

3. 検査結果

検査結果は別表の通り、すべて「基準値以下」となりました。

4. 本件に関するお問い合わせ先

生産流通グループ 関 TEL: 03-5577-7493

2019年度生乳の定期的検査対象物質検査の結果

公表 2020年2月10日 一般社団法人 レミルク

	1		対象地域 人人以 残留基準値				一般社団法人Jミルク	
	No.	物 質	北海道	都府県	検体数	ppm	分析法	検査結果
動物用医薬品	1	オキシテトラサイクリン,クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	0	0	13	0.1	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	2	カナマイシン	0	0	13	0.7	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	3	ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン	0	0	13	0.2	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	4	イベルメクチン		0	9	0.01	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	5	デキサメタゾン		0	9	0.0003	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	6	エンロフロキサシン(シプロフロキサシンとの和として)		0	9	0.05	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	7	エプリノメクチン		0	9	0.02	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
殺虫剤・駆虫剤等洗剤・殺菌消毒薬・	1	ペルメトリン	0	0	13	0.1	ガスクロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	2	塩化ジデシルジメチルアンモニウム	0	0	13	0.01	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	3	シロマジン	0	0	13	0.01	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	4	しモノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)」・アルキル (C9-15)トルエン	0	0	13	1%	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	5	シフルトリン		0	9	0.04	ガスクロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
	6	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム(イソシアヌル酸)		0	9	0.8	液体クロマトグラフィー質量分析法	基準値以下
計			7	13	145			

検査機関: 一般財団法人日本食品分析センター

※ [モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)] ・アルキルトルエンの残留基準値は、2020年2月5日から0.1ppmに変更されましたが本検査結果は、サンプル採取日(2020年1月)の残留基準値を採用しております。